



## 東京と沖縄との給与格差は14万円

～ 厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査(都道府県別速報)」より ～

図1 都道府県 所定内給与額 上3位

(単位:千円、時間)

順位	都道府県名	所定内給与額	きまって支給する現金給与額(参考)	所定内実労働時間数
上位	1 東京都	364.8	391.1	160
	2 神奈川県	324.9	359.0	164
	3 大阪府	316.9	339.9	165

図2 都道府県 所定内給与額 下3位

(単位:千円、時間)

順位	都道府県名	所定内給与額	きまって支給する現金給与額(参考)	所定内実労働時間数
下位	1 沖縄県	223.9	237.5	170
	2 青森県	226.5	244.8	168
	3 秋田県	229.4	248.7	167

平成22年の都道府県別の所定内給与額(平均月額)が最も高いのは東京都で36万4800円、次いで神奈川県(32万4900円)、大阪府(31万6900円)だったことが厚生労働省の調査で分かりました。

逆に最も低いのは沖縄県で22万3900円、次いで青森県(22万6500円)、秋田県(22万9400円)となっています。

トップの東京都と沖縄県との差は14万900円となっています。

一方、所定内実労働時間数の場合は、沖縄県が170時間で最も多く、東京都が160時間で最も少ない結果となっています。【図1、2】

図3 都道府県別 所定内給与額(前年比較)

単位:千円

次に、所定内給与額の前年比較の増減額をみると、前年より31道府県が増加し、16道府県が減少しています。

平成21年が、増加で8県、減少で39都道府県だったことを考えると、景気の持ち直しで企業業績が改善し、給与面に反映された形となっています。

そのうち、増加幅が最も大きかったのは、福岡県が1万600円増、次いで山口県が8700円増となっています。

一方、減少幅が大きかったのは、長崎県が1万2300円減、次いで和歌山県が1万1500円減となっています。

全国的にみると、やはり上位には、大都市圏が集中し、下位は東北や九州の県が集中する傾向にあるようです。

【図3】

都道府県	平成22年	21年	増減額	都道府県	平成22年	21年	増減額
北海道	262.3	256.9	5.4	滋賀	289.3	287.3	2.0
青森	226.5	222.4	4.1	京都	297.2	294.7	2.5
岩手	236.8	238.5	1.7	大阪	316.9	319.8	2.9
宮城	263.8	267.9	4.1	兵庫	294.0	291.6	2.4
秋田	229.4	230.2	0.8	奈良	279.0	287.3	8.3
山形	237.2	237.9	0.7	和歌山	267.6	279.1	11.5
福島	255.1	249.9	5.2	鳥取	238.2	234.2	4.0
茨城	298.0	292.0	6.0	島根	241.4	241.3	0.1
栃木	283.6	281.8	1.8	岡山	267.5	273.4	5.9
群馬	273.9	274.2	0.3	広島	279.7	272.5	7.2
埼玉	296.2	294.3	1.9	山口	272.8	264.1	8.7
千葉	297.4	294.9	2.5	徳島	267.1	259.9	7.2
東京	364.8	366.2	1.4	香川	267.3	270.2	2.9
神奈川	324.9	318.3	6.6	愛媛	259.4	256.8	2.6
新潟	261.7	256.4	5.3	高知	239.9	249.4	9.5
富山	266.7	262.9	3.8	福岡	279.8	269.2	10.6
石川	267.1	267.4	0.3	佐賀	241.8	244.9	3.1
福井	267.1	264.9	2.2	長崎	238.1	250.4	12.3
山梨	273.6	275.7	2.1	熊本	251.3	244.3	7.0
長野	271.9	271.5	0.4	大分	249.0	245.7	3.3
岐阜	280.0	274.2	5.8	宮崎	235.5	231.5	4.0
静岡	281.3	280.0	1.3	鹿児島	244.6	243.2	1.4
愛知	312.5	307.6	4.9	沖縄	223.9	223.2	0.7
三重	296.7	288.2	8.5				

注:平成21年は確定値である。

### ・「きまって支給する現金給与額」

労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額をいい、所得税等を控除する前の額をいう。

### ・「所定内給与額」

きまって支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等)を差し引いた額をいう。

### ・「所定内実労働時間数」

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数の合計をいう。

